

- 一一 鳩山由紀夫を内閣総理大臣に任命するについて
- 一二 菅直人外16名を国務大臣に任命することの認証を仰ぐについで

人事異動

内閣

鳩山由紀夫  
内閣総理大臣に任命する  
菅 直人  
原口 一博  
千葉 景子  
岡田 克也  
藤井 裕久  
川端 達夫  
長妻 昭  
赤松 広隆  
直嶋 正行  
前原 誠司  
小沢 鋭仁  
北澤 俊美  
平野 博文  
中井 洽  
亀井 静香

福島 瑞穂（福島みずほ）  
仙谷 由人  
国務大臣に任命する（各通）  
国務大臣 原口 一博  
総務大臣を命ずる  
同 千葉 景子  
法務大臣を命ずる  
同 岡田 克也  
外務大臣を命ずる  
同 藤井 裕久  
財務大臣を命ずる  
同 川端 達夫  
文部科学大臣を命ずる  
同 長妻 昭  
厚生労働大臣を命ずる  
同 赤松 広隆  
農林水産大臣を命ずる  
同 直嶋 正行  
経済産業大臣を命ずる  
同 前原 誠司  
国土交通大臣を命ずる  
同 小沢 鋭仁  
環境大臣を命ずる

同 北澤 俊美

防衛大臣を命ずる

同 平野 博文

内閣官房長官を命ずる

同 中井 洽

国家公安委員会委員長を命ずる

同 菅 直人

同 原口 一博

同 前原 誠司

同 亀井 静香

同 福島 瑞穂（福島みずほ）

同 仙谷 由人

内閣府特命担当大臣を命ずる（各通）

同 川端 達夫

国立国会図書館連絡調整委員会委員に任命する

同 菅 直人

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一

順位の国務大臣に指定する

同 平野 博文

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二

順位の国務大臣に指定する

同 中井 洽

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三

順位の国務大臣に指定する

同 藤井 裕久

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四

順位の国務大臣に指定する

同 千葉 景子

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五

順位の国務大臣に指定する

なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。

同 仙谷 由人

公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する

事務の調整を担当させる

同 中井 洽

北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる

同 菅 直人

税財政の骨格や経済運営の基本方針等について企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる

同 長妻 昭

年金行政の抜本的な見直しを推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる

同 亀井 静香

郵政事業の抜本的な見直し及び改革を推進するため企画立案及び  
行政各部の所管する事務の調整を担当させる

内閣府特命担当大臣 前原 誠司

沖縄及び北方対策を担当させる

同 亀井 静香

金融を担当させる

同 福島 瑞穂

(福島みずほ)

消費者及び食品安全を担当させる

同 菅 直人

経済財政政策を担当させる

同 原口 一博

地域主権推進を担当させる

同 仙谷 由人

行政刷新を担当させる

同 菅 直人

科学技術政策を担当させる

同 前原 誠司

防災を担当させる

同 福島 瑞穂 (福島みずほ)

少子化対策を担当させる

同 福島 瑞穂 (福島みずほ)

男女共同参画を担当させる

松野 頼久

松井 孝治

瀧野 欣彌

内閣官房副長官に任命する (各通)

宮崎 礼壹

内閣法制局長官に任命する

伊藤 哲朗

内閣危機管理監に任命する

福田 進

林 景一

西川 徹矢

内閣官房副長官補に任命する (各通)

小川 洋

内閣広報官に任命する

三谷 秀史

内閣情報官に任命する

中山 義活

小川 勝也

内閣総理大臣補佐官に任命する (各通)

内閣官房副長官 松本 純

同 浅野 勝人

同 漆間 巖

内閣法制局長官 宮崎 礼壹

内閣危機管理監 伊藤 哲朗

内閣官房副長官補 福田 進

同 林 景一

同 西川 徹矢

内閣広報官 小川 洋

内閣情報官 三谷 秀史

内閣総理大臣補佐官 中山 恭子

同 山口 俊一

願に依り本官を免ずる（各通）

佐野 忠克

羽深 成樹

安藤 久佳

吉田 尚正

山野内勘二

内閣総理大臣秘書官に任命する（各通）

内閣総理大臣秘書官 村松 一郎

同 岡本 全勝

同 浅川 雅嗣

同 室城 信之

同 山崎 和之

同 柳瀬 唯夫

願に依り本官を免ずる（各通）（以上九月十六日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月十六日内閣総理大臣に鳩山由紀夫が任命せられ、麻生内閣の内閣総理大臣麻生太郎及び国務大臣佐藤勉、同森英介、同中曾根弘文、同与謝野馨、同塩谷立、同舛添要一、同石破茂、同二階俊博、同金子一義、同斉藤鉄夫、同浜田靖一、同河村建夫、同林幹雄、同林芳正、同甘利明、同野田聖子、同小淵優子はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

内閣府設置法第十三条第五項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月十六日内閣府副大臣谷本龍哉、同増原義剛、同宮澤洋一、総務副大臣石崎岳、同倉田雅年、法務副大臣佐藤剛男、外務副大臣伊藤信太郎、同石崎聖子（橋本聖子）、財務副大臣石田真敏、同竹下亘、文部科学副大臣松野博一、同山内俊夫、厚生労働副大臣大村秀章、同渡辺孝男、農林水産副大臣石田祝稔、同近藤基彦、経済産業副大臣山本早苗（高市早苗）、同吉川貴盛、国土交通副大臣金子恭之、同加納時男、環境副大臣吉野正芳、防衛副大臣北村誠吾はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

内閣府設置法第十四条第五項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月十六日内閣府大臣政務官宇野治、同岡本芳郎、同並木正芳、総務大臣政務官坂本哲志、同鈴木淳司、同中村博彦、法務大臣政務官早川忠孝、外務大臣政務官柴山昌彦、同西村康稔、

同御法川信英、財務大臣政務官ニッ矢憲生、同末松信介、文部科学大臣政務官萩生田光一、同井之上智子（浮島とも子）、厚生労働大臣政務官金子善次郎、農林水産大臣政務官江藤拓、同野村哲郎、経済産業大臣政務官谷合正明、同松村祥史、国土交通大臣政務官谷口和史、同西銘恒三郎、同岡田直樹、環境大臣政務官古川禎久、防衛大臣政務官武田良太、同岸信夫はそれぞれその地位を失った。

『官報』号外特第 20 号 平成 21 年 9 月 16 日 水曜日